住所　東京都港区芝浦４丁目21番１―2718号
　フー・ライ・ライ　昭和43年９月21日生
住所　東京都三鷹市新川６丁目８番10―101号
　魏聡　平成５年８月24日生
住所　長崎市片淵１丁目９番10号
　楊世梨奈　昭和58年３月19日生
住所　長野県北安曇郡池田町大字会染249番地イ
　ジーナ・オライバー・ヤグチ　昭和49年７月１日生
住所　鳥取市南町906番地
　ジノ・スズモ・オモセイ・ハラ　平成３年11月４日生
住所　福岡市東区筥松３丁目８番14―101号
　レスリー・カロル・ペラルタ・ボルカルヒ　平成３年９月11日生
住所　大阪市福島区福島７丁目14番９―901号
　李菜央　昭和63年３月22日生
住所　東京都狛江市猪方２丁目４番６―８号
　姜趾惠　昭和59年４月５日生
住所　名古屋市北区中丸町３丁目１番地
　任宏峰　昭和55年10月１日生
住所　岐阜県多治見市姫町６丁目１番地１
　李美英　昭和37年９月25日生
住所　福岡市中央区清川２丁目７番17―606号
　許揚揚　昭和61年４月26日生
住所　三重県松阪市久保町997番地
　アヌワット・クムドアング　昭和58年12月７日生
住所　長野県東筑摩郡朝日村大字古見2545番地12
　ハユル・ビエイラ・デ・ボンテス　平成８年９月29日生
住所　東京都葛飾区白鳥１丁目11番18―702号
　李咏梅　昭和48年５月24日生
住所　福島県双葉郡川内村大字上川内字十八窪126番地９
　クリスティーナ・デラ・クルズ・オオヤマ　昭和47年９月28日生
住所　広島県呉市仁方中筋町25番12号
　張丹　昭和53年９月30日生
住所　山口県下松市藤光町１丁目15番19号
　鄭江　昭和62年１月16日生
住所　東京都調布市染地２丁目８番地３
　ロン・ブッティー　昭和54年６月12日生
住所　大阪市生野区中川２丁目12番17号
　マリア・クリスティーナ・ビリアン・イセモト　昭和53年３月９日生
住所　大阪市西区靭本町３丁目８番18―202号
　呉秀敏　昭和62年４月28日生
住所　大阪市此花区酉島４丁目１番20―1004号
　王月異　昭和59年11月23日生
住所　大阪市平野区長吉出戸２丁目３番５号
　李雅由　昭和44年５月10日生
　車惠子　昭和44年９月15日生
　朴俊　平成20年２月13日生
住所　滋賀県長浜市三川町1433番地１
　カリーナ・ミキ・サクダ　平成８年10月３日生
住所　岐阜県羽島市竹鼻町2358番地１
　アンナリン・トレド・アンドウ　昭和57年５月21日生
住所　静岡市駿河区手越48番地６
　オルガ・フェイス・エジョック　平成14年８月25日生
住所　愛媛県西条市大町1504番地
　孫小彦　昭和57年３月30日生
住所　東京都荒川区町屋３丁目５番７―403号
　高有里　昭和51年１月３日生
住所　京都市伏見区向島西堤町66番地１
　張元慶　昭和47年９月28日生
住所　京都市伏見区深草下川原町55番地１
　劉達　昭和57年５月10日生
住所　埼玉県蕨市塚越３丁目13番14号
　傅清　昭和40年７月３日生
住所　埼玉県川口市西川口３丁目14番14―708号
　王錦傑　昭和62年３月８日生
住所　埼玉県入間市大字仏子1035番地15
　エリ・バネッサ・ヘシキ・チネン　平成８年９月１日生
住所　兵庫県西宮市伏原町１番54―301号
　金瀧子　昭和16年10月24日生
住所　兵庫県西宮市大森町14番24号
　呉喜美子　昭和41年５月11日生
住所　兵庫県尼崎市食満１丁目７番13号
　ド・バン・ハオ　昭和45年１月21日生
　ド・ティ・クイン・チャン　平成７年11月30日生
　ド・ティ・クイン・ツック　平成９年５月29日生
　ド・ティ・クイン・トラン　平成20年11月23日生
住所　岡山県笠岡市大井南20番地14
　リリオ・カブレラ・タナカ　昭和58年１月28日生
住所　東京都江戸川区南葛西３丁目16番１―712号
　王磊　昭和56年８月７日生
住所　東京都荒川区荒川３丁目61番４―803号
　李泉　昭和37年12月２日生
住所　堺市東区草尾1171番地２
　董自豪　昭和62年７月26日生
住所　神奈川県大和市上和田2725番地10
　ホヒリッゴ・タクル・マルヤマ　平成８年10月24日生
住所　相模原市緑区原宿２丁目13番22号
　ヒライネ・スミヒ・ハシモア　昭和36年２月17日生
　クリスチアーヒ・スズキ　昭和60年１月５日生
住所　相模原市中央区矢部２丁目６番３号
　ゴン・テック・レイン　昭和56年１月26日生
住所　東京都足立区竹の塚７丁目８番６号
　于富華　昭和59年９月16日生
住所　東京都目黒区中根２丁目18番26―102号
　金明臣　昭和57年９月10日生

○文部科学省告示第二十五号

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成三十年十二月二十三日

文部科学大臣　林　芳正

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部（以下「学部等」という。）の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（以下「学部等の基準」という。）の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査するほか、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査するものとする。

一　平成三十一年度に開設の認可の申請に係る学部等の設置（次の各号に掲げる場合に該当するものを除く。）の場合	一　東京都区部にある大学又は短期大学の学部等の設置（次の各号に掲げる場合に該当するものを除く。）であつて、平成三十一年度に開設の認可の申請に係るものの入学定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の入学する定員をいう。）の合計数が、当該学部等の設置に係る大学又は短期大学の収容定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の収容する定員をいう。）の合計数の二分の一を超えて増加することとなるものであること。 二　学部等を設置しようとする場所において、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う学部等又は通信による教育を行う学部等の設置でないこと。 三　二以上の学部等を設置しようとする場所において、当該学部等の収容定員の合計数が千人以上であること。 四　東京都区部にある大学又は短期大学の学部等の設置（次の各号に掲げる場合に該当するものを除く。）であつて、平成三十一年度に開設の認可の申請に係るものの入学定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の入学する定員をいう。）の合計数が、当該学部等の設置に係る大学又は短期大学の収容定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の収容する定員をいう。）の合計数の二分の一を超えて増加することとなるものであること。
二　平成三十一年度に開設の認可の申請に係る大学又は短期大学の収容定員増（次の場合に該当するものを除く。）の場合	一　各号に掲げる別表の上欄に掲げる場所において、同表の下欄に定める収容定員増であること。 二　学則その他これに準ずるものに定める学生の収容する定員（以下「収容定員」という。）の総数が、当該大学又は短期大学の収容定員の総数の二分の一を超えて増加することとなるものでないこと。

一　平成三十一年度に開設の認可の申請に係る学部等の設置（次の各号に掲げる場合に該当するものを除く。）の場合	一　東京都区部にある大学又は短期大学の学部等の設置（次の各号に掲げる場合に該当するものを除く。）であつて、平成三十一年度に開設の認可の申請に係るものの入学定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の入学する定員をいう。）の合計数が、当該学部等の設置に係る大学又は短期大学の収容定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の収容する定員をいう。）の合計数の二分の一を超えて増加することとなるものであること。 二　学部等を設置しようとする場所において、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う学部等又は通信による教育を行う学部等の設置でないこと。 三　二以上の学部等を設置しようとする場所において、当該学部等の収容定員の合計数が千人以上であること。 四　東京都区部にある大学又は短期大学の学部等の設置（次の各号に掲げる場合に該当するものを除く。）であつて、平成三十一年度に開設の認可の申請に係るものの入学定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の入学する定員をいう。）の合計数が、当該学部等の設置に係る大学又は短期大学の収容定員（学則その他これに準ずるものに定める学生の収容する定員をいう。）の合計数の二分の一を超えて増加することとなるものであること。
二　平成三十一年度に開設の認可の申請に係る大学又は短期大学の収容定員増（次の場合に該当するものを除く。）の場合	一　各号に掲げる別表の上欄に掲げる場所において、同表の下欄に定める収容定員増であること。 二　学則その他これに準ずるものに定める学生の収容する定員（以下「収容定員」という。）の総数が、当該大学又は短期大学の収容定員の総数の二分の一を超えて増加することとなるものでないこと。